

改正 平成29年6月30日 原規総発第1706302号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を次のとおり改正する。

平成29年6月30日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を別添新旧対照表のように、別表第1から別表第5を別添別表のように改正する。

附 則

この規程は平成29年7月1日から施行する。

新旧対照表

(傍線部分は改正箇所)

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) この要領において「部等」とは、原子力規制委員会組織令（平成24年政令第230号）に規定する長官官房（原子力規制庁組織細則（原規総発第120919002号）に規定するグループを除く。）、原子力規制部及び原子力安全人材育成センター並びに<u>原子力規制庁組織細則</u>に規定するグループをいう。</p> <p>(2) この要領において「部等の長」とは、それぞれ次長、原子力規制部長及び原子力安全人材育成センター所長並びに<u>原子力規制庁組織細則</u>に規定するグループ長をいう。</p> <p>(3) この要領において「総括課」とは、長官官房の課（技術基盤グループ及び放射線防護グループに置かれる課等を除く総務課、人事課並びに<u>会計部門及び法規部門</u>をいう。）、原子力規制部原子力規制企画課、<u>検査監督総括課</u>及び原子力安全人材育成センター人材育成課並びに長官官房技術基盤グループ技術基盤課及び長官官房放射線防護グループ<u>放射線防護企画課</u>をいう。</p> <p>(4) この要領において「課等」とは、原子力規制委員会組織規則（平成24年原子力規制委員会規則第1号）に定める課（原子力安全人材育成センターに置かれる課を含む。）<u>並びに原子力規制庁組織細則第3条に定める部門及び課に準ずるものとして総括文書管理者が定めるものをいう。</u></p> <p>(帳簿等)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる課に当該各号に掲げる帳簿等を備え、文書管理担当者がこれを管理するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) この要領において「部等」とは、原子力規制委員会組織令（平成24年政令第230号）に規定する長官官房（原子力規制庁組織細則（原規総発第120919002号）に規定するグループを除く。）、原子力規制部及び原子力安全人材育成センター並びに<u>原子力規制庁組織細則（原規総発第120919002号）</u>に規定するグループをいう。</p> <p>(2) この要領において「部等の長」とは、それぞれ次長、原子力規制部長及び原子力安全人材育成センター所長並びに<u>原子力規制庁組織細則（原規総発第120919002号）</u>に規定するグループ長をいう。</p> <p>(3) この要領において「総括課」とは、長官官房の課（技術基盤グループ及び放射線防護グループに置かれる課等を除く総務課、人事課及び<u>参事官付</u>をいう。）、原子力規制部原子力規制企画課及び原子力安全人材育成センター人材育成課並びに長官官房技術基盤グループ技術基盤課及び長官官房放射線防護グループ<u>原子力災害対策・核物質防護課</u>をいう。</p> <p>(4) この要領において「課等」とは、原子力規制委員会組織規則（平成24年原子力規制委員会規則第1号）に定める課（原子力安全人材育成センターに置かれる課を含む。）<u>並びに原子力規制庁組織細則第3条に定める参事官付、安全技術管理官付、安全規制管理官付並びに課に準ずるものとして総括文書管理者が定めるものをいう。</u></p> <p>(帳簿等)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる課に当該各号に掲げる帳簿等を備え、文書管理担当者がこれを管理するものとする。</p>

- (1) (略)
- (2) 長官官房会計部門
イ (略)
- (3) 長官官房法規部門
イ・ロ (略)
- (4)・(5) (略)

(書留郵便等の受領及び接受)

第9条 会計部門において書留郵便、現金書留郵便、配達証明郵便及び使送便等（以下「書留郵便等」という。）を受領したときは、書留郵便物等受理簿に受理年月日、差出人、受取人その他必要な事項を登録し、及び配布先の部等又は課等の受領者の押印を受け、主管部等の長又は主管課等の長に配布するものとする。

(誤配文書の取扱い)

第14条 (略)

2 (略)

3 第7条第1項若しくは第8条第1項の規定により配布された文書又は第9条第1項の規定により配布された書留郵便等が当該主管課の所掌に属さないものであるときは、当該主管課等の長は、当該文書を総務課長又は当該書留郵便等を会計部門に回付するものとする。

4・5 (略)

(施行文書の取扱い)

第31条 主管課等においては、前条の規定による登録を終えた決裁文書（以下この章において「決裁済文書」という。）で施行、発送を要するもの（電子文書を除く。）については、浄書及び照合を行い、施行文書を作成し、総務課において公印及び契印の押印を行った後に封かんし、

- (1) (略)
- (2) 長官官房参事官（会計担当）付
イ (略)
- (3) 長官官房参事官（法規担当）付
イ・ロ (略)
- (4)・(5) (略)

(書留郵便等の受領及び接受)

第9条 参事官（会計担当）付において書留郵便、現金書留郵便、配達証明郵便及び使送便等（以下「書留郵便等」という。）を受領したときは、書留郵便物等受理簿に受理年月日、差出人、受取人その他必要な事項を登録し、及び配布先の部等又は課等の受領者の押印を受け、主管部等の長又は主管課等の長に配布するものとする。

(誤配文書の取扱い)

第14条 (略)

2 (略)

3 第7条第1項若しくは第8条第1項の規定により配布された文書又は第9条第1項の規定により配布された書留郵便等が当該主管課の所掌に属さないものであるときは、当該主管課等の長は、当該文書を総務課長又は当該書留郵便等を参事官（会計担当）付に回付するものとする。

4・5 (略)

(施行文書の取扱い)

第31条 主管課等においては、前条の規定による登録を終えた決裁文書（以下この章において「決裁済文書」という。）で施行、発送を要するもの（電子文書を除く。）については、浄書及び照合を行い、施行文書を作成し、総務課において公印及び契印の押印を行った後に封かんし、

会計部門に発送を依頼するものとする。

(郵送)

第 36 条 郵送により文書を発送するときは、会計部門において、郵便、民間事業者が提供する信書便又はその他効率的な方法により行うものとする。

参事官 (会計担当) 付に発送を依頼するものとする。

(郵送)

第 36 条 郵送により文書を発送するときは、長官官房参事官 (会計担当) 付において、郵便、民間事業者が提供する信書便又はその他効率的な方法により行うものとする。

別表第 1

部 等 名		文 書 記 号
原子力規制委員会	長官官房総務課	原 規 総
	長官官房人事課	原 規 人
	長官官房会計部門	原 規 会
	長官官房法規部門	原 規 法
	技術基盤グループ	原 規 技
	放射線防護グループ	原 規 放
	原子力規制部	原 規 規
	原子力安全人材育成センター	原 規 セ

(備考)

- 1 接受文書の文書記号については、上記文書記号に「収」を付するものとする。
- 2 施行文書の文書記号については、上記文書記号に「発」を付するものとする。

別表第2（共通事項）

（1）一般共通事項

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1	課長補佐相当官職以下の職員の任免及びそれに関連する事項に関すること（分限及び懲戒並びに訓戒に関する事項を除く）。	長官	
2	規則、告示及び訓令の制定又は改廃（軽易なものに限る。）に関すること。	長官	
3	法令の解釈又は運用で軽易なものに関すること。	長官	
4	請願（国会に提出されたものを除く。）、建議、陳情等に関すること（重要なものを除く。）。	長官	
5	賞状及び賞品に関すること。	長官	
6	祝辞、弔辞その他あいさつ文（書面の交付を伴うものに限る。）に関すること。	長官	
7	後援名義（次号に掲げるものを除く。）その他の名義に関すること。	長官	
8	後援名義（全く同趣旨の行事に対する2回目以降の後援名義の使用の承認に関するものに限る。）に関すること。	主管課等の長	総務課長 広報室長
9	不服申立ての裁決又は決定に関すること（行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報に関する法律に係る不服申立てであって軽易なものに限る。）。	長官	
10	不服申立てに関すること。（裁決又は決定に関すること（前号に掲げるものを除く。）を除く。）	主管課等の長	参事官（法規担当）
11	公示（規範の定立に係るものを除く。）に関すること。	主管部等の長（原子力規制部にあつては、原子力規制部長）	参事官（法規担当） 広報室長
12	訴訟に関する事務で軽易なものに関すること。	主管課等の長	法務調査室長
13	審議会等に関する事務で軽易なものに関すること。	主管課等の長	参事官（会計担当）
14	委託費に関すること（次号に掲げるものを除く。）。	主管課等の長	参事官（会計担当）

15	委託費に関する事務のうち、再委託（重要なものを除く。）に係る承認申請に関すること。	主管課等の長	
16	助成金及び交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の対象となるものを除く。）に関すること。	主管課等の長	参事官（会計担当）
17	官庁その他に対する通達、通知、協議、照会、依頼又は回答に関することであって軽易なものに関すること（原子力規制法令の規定によるものを除く）。	主管課等の長	総務課長
18	私費出版の承認に関すること。	主管課等の長	人事課長
19	委託事業の成果の発表の許可に関すること。	主管課等の長	
20	原子力規制委員会及び原子力規制庁としての技術文書等の成果の公表の許可に関すること。	主管部等の長（原子力規制部にあつては、原子力規制部長）	
21	受領証、証明書等の交付及び返納に関すること。	主管課等の長	
22	免許証、許可証、受領証、証明書等の再交付又は書換えに関すること。	主管課等の長	
23	処分未済の文書の返送に関すること。	主管課等の長	
24	便宜供与に関すること。	主管課等の長	国際室長
25	行政職俸給表（一）8級以下の職員に対する旅行命令に関すること。（次号に掲げるものを除く。）	主管課等の長	参事官（会計担当）
26	原子力保安検査官及び原子力防災専門官に対する旅行命令に関すること。	総務課長	参事官（会計担当）
27	審議会等の委員等旅費に関する旅行依頼に関すること。	主管課等の長	参事官（会計担当）
28	研修計画及びその実施に関すること。	原子力安全人材育成センター所長	人事課長

29	行政職俸給表（一）6級以下の職員が国の用務以外の目的で海外に渡航する場合の承認に関する事。	主管課等の長	人事課長
30	前各号に掲げるもののほか、他の専決事項に属しない事務であって軽易なものに関する事。	主管課等の長	

(2) 共通の法令事務

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この表において「情報公開法」という。）第4条第2項の規定による開示請求者に対する補正要求に関する事。	主管課等の長	
2	情報公開法第9条の規定による開示等の決定及びその旨等の通知に関する事のうち、過去に類例がある等軽易なものに関する事。	主管課等の長	参事官（法規担当）
3	情報公開法第10条第2項の規定による決定期限の延長の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	
4	情報公開法第11条の規定による決定期限の特例適用の通知に関する事。	主管課等の長	
5	情報公開法第12条第1項の規定による事案移送の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	
6	情報公開法第12条の2第1項の規程による事案移送の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	
7	情報公開法第13条第1項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する事。	主管課等の長	
8	情報公開法第13条第2項の規定による第三者情報を開示する際の意見書提出の機会の付与等に関する事。	主管課等の長	
9	情報公開法第13条第3項（第20条において準用する場合を含む。）の規定による第三者情報を開示する際の第三者への通知に関する事。	主管課等の長	
10	情報公開法第16条第3項の規定による手数料の減額及び免除に関する事。	主管課等の長	
11	情報公開法第18条の規定による情報公開・個人情報保護審査会への諮問（軽易なものに限る。）に関する事。	長官	
12	情報公開法第19条の規定による諮問をした旨の通知に関する事。	主管課等の長	
13	情報公開法第23条第1項の規定による法律の施行状況についての報告に関する事。	主管課等の長	
14	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下この表において「行政機関個人情報保護法」という。）第8条第2項の規定による保有個人情報の利用目的外利用・提供（重要なものに限る。）に関する事。	次長	

15	行政機関個人情報保護法第8条第2項の規定による保有個人情報の利用目的外利用・提供（前号に掲げるものを除く。）に関する事。	主管課等の長	
16	行政機関個人情報保護法第8条第4項の規定による保有個人情報の行政機関の内部における利用に関する事。	主管課等の長	
17	行政機関個人情報保護法第9条の規定による保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求に関する事。	主管課等の長	
18	行政機関個人情報保護法第10条第1項及び第3項の規定による総務大臣への事前通知等に関する事。	主管課等の長	
19	行政機関個人情報保護法第13条第3項の規定による開示請求者に対する補正要求に関する事。	主管課等の長	
20	行政機関個人情報保護法第18条の規定による開示等の決定及びその旨等の通知に関する事のうち、過去に類例がある等軽易なものに関する事。	主管課等の長	参事官（法規担当）
21	行政機関個人情報保護法第19条第2項の規定による決定期限の延長の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	
22	行政機関個人情報保護法第20条の規定による決定期限の特例適用の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	
23	行政機関個人情報保護法第21条第1項の規定による事案の移送の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	
24	行政機関個人情報保護法第22条第1項の規定による事案の移送の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	
25	行政機関個人情報保護法第23条第1項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与に関する事。	主管課等の長	
26	行政機関個人情報保護法第23条第2項の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与に関する事。	主管課等の長	
27	行政機関個人情報保護法第23条第3項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による反対意見書を提出した第三者に対する通知に関する事。	主管課等の長	
28	行政機関個人情報保護法第28条第3項の規定による訂正請求書の補正に関する事。	主管課等の長	
29	行政機関個人情報保護法第30条第1項の規定による訂正の決定及び通知（重要なものに限る。）に関する事。	次長	
30	行政機関個人情報保護法第30条第1項の規定による訂正の決定及び通知（前号に掲げるものを除く。）に関する事。	主管課等の長	
31	行政機関個人情報保護法第30条第2項の規定による訂正をしない旨の決定及び通知（重要なものに限る。）に関する事。	次長	
32	行政機関個人情報保護法第30条第2項の規定による訂正をしない旨の決定及び通知（前号に掲げるものを除く。）に関する事。	主管課等の長	
33	行政機関個人情報保護法第31条第2項の規定による決定期限の延長の決定及び通知に関する事。	主管課等の長	

34	行政機関個人情報保護法第32条の規定による決定期限の特例適用の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
35	行政機関個人情報保護法第33条第1項の規定による事案の移送の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
36	行政機関個人情報保護法第34条第1項の規定による事案の移送の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
37	行政機関個人情報保護法第35条の規定による保有個人情報の提供先への通知に関すること。	主管課等の長	
38	行政機関個人情報保護法第37条第3項の規定による利用停止請求書の補正に関すること。	主管課等の長	
39	行政機関個人情報保護法第39条第1項の規定による利用停止の決定及び通知（重要なものに限る。）に関すること。	次長	
40	行政機関個人情報保護法第39条第1項の規定による利用停止の決定及び通知（前号に掲げるものを除く。）に関すること。	主管課等の長	
41	行政機関個人情報保護法第39条第2項の規定による利用停止をしない旨の決定及び通知（重要なものに限る。）に関すること。	次長	
42	行政機関個人情報保護法第39条第2項の規定による利用停止をしない旨の決定及び通知（前号に掲げるものを除く。）に関すること。	主管課等の長	
43	行政機関個人情報保護法第40条第2項の規定による決定期限の延長の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
44	行政機関個人情報保護法第41条の規定による決定期限の特例適用の決定及び通知に関すること。	主管課等の長	
45	行政機関個人情報保護法第42条の規定による情報公開・個人情報保護審査会への諮問（軽易なものに限る。）に関すること。	長官	
46	行政機関個人情報保護法第43条の規定による諮問をした旨の通知に関すること。	主管課等の長	
47	行政機関個人情報保護法第46条の規定による権限又は事務の委任に関すること。	次長	
48	行政機関個人情報保護法第49条第1項の規定による法律の施行状況についての報告に関すること。	主管課等の長	
49	行政機関個人情報保護法第50条の規定による資料の提出及び説明に関すること。	主管課等の長	
50	物品管理法（昭和31年法律第113号）第5条第2項の規定による分類換の承認に関すること。	参事官 （会計担当）	
51	物品管理法第16条第2項の規定による管理換の承認に関すること。	参事官 （会計担当）	
52	物品管理法第27条の規定による不用の決定等の承認に関すること。	参事官 （会計担当）	

53	物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）第44条の2の規定による検査員の任命に関すること。	参事官 （会計担当）	
----	---	---------------	--

（3）（1）及び（2）の業務を専決で処理したものについて特に必要なものは委員会又は委員長に報告を行う。

別表第3（原子力規制法令）

（1）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	部門（原子力規制部に置かれる安全規制管理官（以下「部安全規制管理官」という。）に係るものに限る。）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下この表において「原子炉等規制法」という。）第6条第1項の精錬事業の変更の許可（重要な変更に関するものに限る。）に関する事。	長官		要
2	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条第1項の規定による保安規定の変更認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
3	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条第5項の規定による製錬事業者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管課等の長		否
4	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
5	部門（長官官房に置かれる安全規制管理官（以下「官房安全規制管理官」という。）に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の2第1項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関する事。	長官		要
6	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の2第5項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管課等の長		否
7	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
8	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要

9	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関する事	長官		要
10	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の7第4項の規定による旧製錬事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事	長官		要
11	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第12条の7第9項の規定による旧製錬事業者等の廃止措置の終了確認に関する事	長官		要
12	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条第1項の規定による加工事業の変更の許可（重要な変更に関するものを除く。）に関する事	長官		要
13	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の2第1項の規定による加工施設の設計及び工事の方法の認可（加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更、最大処理能力の増加又は不認可処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
14	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の2第2項の規定による加工施設の設計及び工事の方法の変更の認可（加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更、最大処理能力の増加又は不認可処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
15	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による加工施設の使用前検査（加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更、最大処理能力の増加又は不合格処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
16	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の4第1項の規定による加工施設の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
17	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の4第2項の規定による加工施設の溶接の方法の認可（不認可に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
18	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の4第4項の規定による加工施設の輸入品の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否

19	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第16条の5第1項の規定による施設定期検査（加工施設の新設、加工の方法若しくは処理する核燃料物質の種類の変更又は最大処理能力の増加した場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
20	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条第1項の規定による保安規定の変更認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
21	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条第5項の規定による加工事業者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管課等の長		否
22	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
23	原子力安全人材育成センター	原子炉等規制法第22条の3第1項の規定による核燃料取扱主任者免状の交付に関する事。	原子力安全人材育成センター副所長（以下この表において「副所長」という。）		否
24	原子力安全人材育成センター	原子炉等規制法第22条の3第1項第1号の規定による核燃料取扱主任者試験の実施に関する事。	副所長		否
25	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の3第1項第2号の規定による核燃料物質の取扱いを行う者に対する資格認定に関する事。	副所長		否

26	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関する事。	長官		要
27	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第5項の規定による核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管課等の長		否
28	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の6第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
29	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の8第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
30	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の8第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関する事。	長官		要
31	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の9第5項において準用する第12条の7第4項の規定による旧加工事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
32	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第22条の9第5項において準用する第12条の7第9項の規定による旧加工事業者等の廃止措置の終了確認に関する事。	長官		要
33	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第26条第1項の規定による変更の許可（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	長官		要

34	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第26条第4項において準用する第24条第2項の規定による原子力委員会の意見聴取（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
35	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第26条の2第1項の規定による変更の許可（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
36	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第26条の2第3項において準用する第24条第2項の規定による原子力委員会の意見聴取（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
37	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第27条第1項の規定による設計及び工事の方法の認可（原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加又は不認可に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
38	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第27条第2項の規定による設計及び工事の方法の変更の認可（原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加又は不認可に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
39	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第28条第1項の規定による原子炉施設の使用前検査（原子炉の設置、型式の変更、熱出力の増加若しくは基数の増加に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
40	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第28条の2第1項の規定による原子炉施設の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
41	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第28条の2第2項の規定による原子炉施設の溶接の方法の認可（不認可に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
42	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第28条の2第4項の規定による原子炉施設のうち輸入したものの溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
43	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第29条第1項の規定による施設定期検査（原子炉の設置、型式変更、熱出力の増加、基数の増加又は設備本体の最大能力の増加をした場合の初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否

44	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
45	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第37条第5項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管課等の長		否
46	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第37条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
47	原子力安全人材育成センター	原子炉等規制法第41条第1項の規定による原子炉主任技術者免状の交付に関する事。	副所長		否
48	原子力安全人材育成センター	原子炉等規制法第41条第1項第1号の規定による原子炉主任技術者試験の実施に関する事。	副所長		否
49	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第41条第1項第2号の規定による原子炉の取扱いを行う者に対する資格認定に関する事。	長官		要
50	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関する事。	長官		要
51	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管課等の長		否

52	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
53	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	長官		要
54	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の2第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
55	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	長官		要
56	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の3第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
57	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定による変更の許可（重要な変更に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
58	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する第43条の3の6第3項の規定による原子力委員会の意見聴取（重要な変更に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
59	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の8第5項の規定による期間の短縮に関すること。	主管課等の長		否

60	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の8第7項の規定による届出の審査の延長に関すること。	主管課等の長		否
61	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の9第1項の規定による工事計画の認可（重要なものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否
62	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の9第2項の規定による工事計画の変更の認可（重要な変更に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否
63	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の10第3項の規定による期間の短縮に関すること。	主管課等の長		否
64	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の10第5項の規定による工事計画の審査の延長に関すること。	主管課等の長		否
65	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の11第1項の規定による使用前検査（原子力発電所の設置、原子力発電所の発電設備の設置、原子炉本体の炉型式の変更若しくは熱出力の増加に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否
66	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の12第1項の規定による燃料体検査（新しい燃料の種類的设计に従って加工した場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否
67	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の12第2項の規定による燃料体の設計の認可（重要なものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否

68	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の12第4項の規定による輸入燃料体検査（新しい燃料の種類的设计に従って加工した場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
69	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の13第3項の規定による溶接安全管理審査に関する事。	原子力規制部長		否
70	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の13第5項の規定による溶接安全管理審査の評定に関する事。	長官		要
71	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の13第6項の規定による評定の結果の通知に関する事。	主管課等の長		否
72	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の15第1項の規定による施設定期検査（発電用原子炉施設の設置、発電用原子炉施設の発電設備の設置、原子炉本体の炉型式の変更又は熱出力の増加をした場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
73	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の16第4項の規定による定期安全管理審査に関する事。	原子力規制部長		否
74	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の16第6項において準用する第43条の3の13第5項の規定による定期安全管理審査の評定に関する事。	長官		要
75	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の16第6項において準用する第43条の3の13第6項の規定による評定の結果の通知に関する事。	主管課等の長		否

76	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
77	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の24第5項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管課等の長		否
78	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関する事。	長官		要
79	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の27第2項において準用する第12条の2第5項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管課等の長		否
80	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の27第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
81	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の30第1項の規定による型式証明（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
82	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の30第3項の規定による型式の設計変更の承認等（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
83	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の31第1項の規定による型式の指定（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要

84	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の31第4項の規定による型式の指定に係る特定機器を使用することが出来る範囲の限定又は条件の付与に関する事。	長官		要
85	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の33第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
86	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の33第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関する事。	長官		要
87	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の34第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
88	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の3の34第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧発電用原子炉設置者等の廃止措置の終了確認に関する事。	長官		要
89	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の7第1項の規定による変更の許可（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
90	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の7第3項において準用する第43条の5の規定による原子力委員会の見解聴取（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
91	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の8第1項の規定による設計及び工事の方法の認可（使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可処分に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否

92	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の8第2項の規定による設計及び工事の方法の変更の認可（使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
93	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の9第1項の規定による使用前検査（使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
94	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の10第1項の規定による使用済燃料貯蔵施設の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
95	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の10第2項の規定による使用済燃料貯蔵施設の溶接の方法の認可（不認可に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
96	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の10第4項の規定による使用済燃料貯蔵施設において輸入したものの溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
97	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の11第1項の規定による施設定期検査（初回の検査に係るもの又は使用済燃料貯蔵施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
98	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の20第1項の規定による保安規定の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事	長官		要
99	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の20第5項の規定による使用済燃料貯蔵施設の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	主管課等の長		否

100	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の20第6項において準用する第12条第6項の規定による職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
101	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の25第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関すること。	長官		要
102	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の25第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用済燃料貯蔵施設の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	主管課等の長		否
103	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の25第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
104	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の26の2第1項の規定による型式証明（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
105	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の26の2第3項の規定による型式の設計変更の承認等（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
106	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の26の3第1項の規定による型式の指定（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
107	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の26の3第4項の規定による型式の指定に係る特定容器等を使用することができる範囲の限定又は条件の付与に関すること。	長官		要

108	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の27第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	長官		要
109	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の27第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
110	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の28第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	長官		要
111	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第43条の28第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
112	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第44条の4第1項の規定による再処理事業の変更の許可（再処理施設の建物の新設若しくは増設に係るもの又は不許可処分に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
113	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第45条第1項の規定による再処理施設の設計及び工事の方法の認可（再処理施設の建物の新設若しくは増設に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否
114	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第45条第2項の規定による再処理施設の設計及び工事の方法の変更の認可（再処理施設の建物の新設若しくは増設に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否
115	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第46条第1項の規定による再処理施設の使用前検査（再処理施設の建物の新設若しくは増設に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否

116	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第46条の2第1項の規定による再処理施設の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
117	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第46条の2第2項の規定による再処理施設の溶接の方法の認可（不認可に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
118	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第46条の2第4項の規定による再処理施設の輸入品の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
119	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第46条の2の3第1項の規定による再処理施設の施設定期検査（再処理施設の建物を新設若しくは増設した場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
120	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条第1項の規定による再処理施設の保安規定の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事	長官		要
121	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条第5項の規定による再処理施設の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	主管課等の長		否
122	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	主管課等の長		否
123	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関する事	長官		要

124	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第5項の規定による再処理施設の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管課等の長		否
125	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条の3第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否
126	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条の5第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
127	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第50条の5第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関する事。	長官		要
128	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧再処理事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事。	長官		要
129	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧再処理事業者等の廃止措置の終了確認に関する事。	長官		要
130	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の5第1項の規定による廃棄の事業の変更の許可（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	長官		要
131	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の6第1項及び第2項の規定による確認に関する事。	原子力規制部長		否

132	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の7第1項の規定による設計及び工事の方法の認可（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可処分を除く。）に関する事	原子力規制部長		否
133	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の7第2項の規定による設計及び工事の方法の変更の認可（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等のうち重要な設備に係るもの又は不認可処分を除く。）に関する事	原子力規制部長		否
134	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の8第1項の規定による使用前検査（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分を除く。）に関する事	原子力規制部長		否
135	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の9第1項の規定による特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
136	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の9第2項の規定による特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接の方法の認可（不認可に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
137	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の9第4項の規定による特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において輸入したものの溶接検査（不合格処分に係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
138	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の10第1項の規定による施設定期検査（初回の検査に係るもの、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の最大能力の増加等の重要な工事をした場合の初回の検査に係るものに係るものを除く。）に関する事	原子力規制部長		否
139	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の18第1項の規定による保安規定の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事	長官		要

140	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の18第5項の規定による廃棄事業者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事	主管課等の長		否
141	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の18第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	主管課等の長		否
142	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の23第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関する事	長官		要
143	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第5項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く）に関する事	主管課等の長		否
144	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の23第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事	主管課等の長		否
145	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の24の2第2項の規定による坑道の閉鎖の工程ごとの確認に関する事	原子力規制部長		否
146	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の24の2第3項において準用する第12条の6第3項の規定による閉鎖措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事	長官		要
147	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の25第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事	長官		要

148	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の25第3項において準用する第12条の6第8項の規定による廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
149	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の26第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	長官		要
150	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第51条の26第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧廃棄事業者等の廃止措置の終了確認に関すること。	長官		要
151	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第52条第1項の規定による核燃料物質の使用の許可（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。）に関すること。	長官		要
152	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の許可のうち重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
153	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第55条の2第1項の規定による施設検査（使用施設本体の最大能力の増加等の重要な工事をした場合における初回の検査に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否
154	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第55条の3第1項の規定による使用施設等の溶接検査（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に対する不合格処分に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長		否
155	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第56条の3第1項の規定による保安規定の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	長官		要
156	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第56条の3第5項の規定による使用者の保安規定の遵守状況の検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	主管課等の長		否

157	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第56条の3第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
158	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可（重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。）に関すること。	長官		要
159	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第5項の規定による使用者の核物質防護規定の遵守状況の検査（検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く）に関すること。	主管課等の長		否
160	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の2第2項において準用する第12条の2第6項の規定による検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
161	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の6第2項の規定による使用者の廃止措置計画の認可（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る認可を除く。）に関すること。	長官		要
162	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第3項の規定による使用者の廃止措置計画の変更の認可（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の認可のうち重要な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	長官		要
163	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第8項の規定による使用者（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に限る。）の廃止措置計画の終了の確認に関すること。	長官		要
164	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の6第3項において準用する第12条の6第8項の規定による使用者（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者を除く。）の廃止措置計画の終了の確認に関すること。	原子力規制部長		否

165	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の7第2項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の認可（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る認可を除く。）に関する事	長官		要
166	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第4項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の変更の認可（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の認可のうち重要な変更の認可に関するものを除く。）に関する事	長官		要
167	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧使用者等（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に限る。）の廃止措置計画の終了の確認に関する事	長官		要
168	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第57条の7第4項において準用する第12条の7第9項の規定による旧使用者等（原子炉等規制法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならない者を除く。）の廃止措置計画の終了の確認に関する事	原子力規制部長		否
169	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第58条第2項の規定による事業所外廃棄に関する措置の確認に関する事	原子力規制部長		否
170	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第59条第2項の規定による事業所外運搬に関する措置の確認に関する事	原子力規制部長		否
171	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第59条第3項の規定による事業所外運搬に使用する容器の承認に関する事	原子力規制部長		否
172	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第59条の2第2項の規定による特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結確認に関する事	主管課等の長		否
173	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第61条の2第1項の規定による工場等の資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認に関する事	原子力規制部長		否

174	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第61条の2第2項の規定による工場等の資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可に関すること。	長官		要
175	保障措置室	原子炉等規制法第61条の3第1項の規定による国際規制物資の使用の許可に関すること。	主管課等の長		否
176	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可に関すること（重要なものを除く。）。	長官		要
177	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者に係る計量管理規定の認可及び変更の認可に関すること。	主管課等の長		否
178	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8の2第1項の規定による保障措置検査（IAEAからの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
179	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8の2第2項の規定による職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
180	保障措置室	原子炉等規制法第61条の16第1項の規定による指定情報処理機関の業務規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
181	保障措置室	原子炉等規制法第61条の17第1項の規定による指定情報処理機関の事業計画等の認可及び変更の認可に関すること。	長官		要
182	保障措置室	原子炉等規制法第61条の22の規定による官報告示に関すること。	主管課等の長		否
183	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23第1項（第61条の23の20において準用する場合を含む。）の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための実施要領を定めたものに限る。）に関すること。	主管部等の長		否

184	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の7第1項の規定による実施指示書の交付（IAEAの通告に基づくものに限る。）及び職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
185	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の8第1項の規定による指定保障措置検査等実施機関の業務規定の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
186	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の11第2項の規定による検査員の選任の認可に関すること。	主管課等の長		否
187	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の19の規定による官報告示に関すること。	主管課等の長		否
188	保障措置室	原子炉等規制法第61条の23の20において準用する第61条の17第1項の規定による指定保障措置検査等実施機関の事業計画の認可及び変更の認可に関すること。	長官		要
189	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第64条の2第4項の規定による特定原子力施設の指定及び解除の公示に関すること。	主管課等の長		否
190	主管課等	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可（重要な変更の認可に関するものを除く。）に関すること。	長官		要
191	主管課等	原子炉等規制法第64条の3第8項において準用する第12条第6項の規定による特定原子力事業者等への検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
192	主管課等	原子炉等規制法第67条第1項から第4項までの規定による報告徴収（第66条第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。）に関すること。	長官	人事課長	否
193	保障措置室	原子炉等規制法第67条第1項の規定による報告徴収（日・IAEA保障措置措置協定、追加議定書及び各二国間原子力協力協定に規定されているものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
194	保障措置室	原子炉等規制法第67条第5項の規定による報告徴収（追加議定書に規定されているものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否

195	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第4項まで、第6項及び第9項の規定による立入検査（第66条第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。）に関すること。	長官	人事課長	否
196	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第4項まで、第6項及び第9項の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限り（前号の立入検査を除く。））に関すること。	原子力規制部長		否
197	保障措置室	原子炉等規制法第68条第1項の規定による立入検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
198	保障措置室	原子炉等規制法第68条第5項の規定による立入検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
199	保障措置室	原子炉等規制法第68条第8項、第9項、第13項及び第14項の規定による職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
200	保障措置室	原子炉等規制法第68条第11項の規定による封印及び装置の取付け（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
201	保障措置室	原子炉等規制法第68条第12項の規定による封印及び装置の取付け（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関すること。	主管課等の長		否
202	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第71条第1項の規定による同法第26条第1項、第26条の2第1項又は第43条の3の8第1項の規定による変更の許可（重要な変更に係るものを除く。）にあたっての経済産業大臣等の意見の聴取に関すること。	長官		要
203	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第71条第2項の規定による同法第43条の7第1項又は第51条の5第1項の規定による許可（重要な変更に係るものを除く。）にあたっての経済産業大臣の意見の聴取に関すること。	長官		要

204	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること（重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。）	長官		要
205	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること（防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものに限る。）	主管部等の長		否
206	主管課室	原子炉等規制法第72条第5項の規定による事業指定等したときの国家公安委員会又は海上保安庁長官への連絡に関すること。	主管課等の長		否
207	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法第72条の2の2第2項の規定による第61条の2第1項の放射能濃度の確認及び同条第2項の測定及び評価の方法の認可をしたときの環境大臣への連絡に関すること。	主管課等の長		否
208	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下この表において「原子炉等規制法施行令」という。）第62条第2項の規定による届出の文部科学大臣等への写しの送付に関すること。	主管課等の長		否
209	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法施行令第62条第3項の規定による確認した場合における文部科学大臣等への通報に関すること。	主管課等の長		否
210	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子炉等規制法施行令第62条第4項の規定による処分の経済産業大臣への通報に関すること。	主管課等の長		否

211	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和32年総理府・通商産業省令第1号。以下この表において「製錬規則」という。）第3条第2項第7号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	原子力規制部長		否
212	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	製錬規則第7条の5第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
213	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	製錬規則第7条の6の2において準用する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要
214	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下この表において「加工規則」という。）第3条の6第1号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関すること。	原子力規制部長		否
215	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の6の4の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
216	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の7の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
217	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の13の2第1項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
218	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の13の2第2項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
219	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の14の規定による溶接検査合格証の交付等に関すること。	主管課等の長		否
220	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の16の3の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
221	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第3条の17の規定による施設定期検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否

222	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第4条第2項第7号の規定による合併及び分割に係る必要と認める記載事項に関すること。	原子力規制部長		否
223	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第7条の6第1項第2号ロ及び第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要
224	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第9条の3第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
225	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工規則第9条の15の2において準用する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要
226	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第13条の規定による記載の省略の指示に関すること。	主管課等の長		否
227	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第14条の規定による添付書類の省略の指示に関すること。	主管課等の長		否
228	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第17条第1号及び3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	長官		要
229	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第17条第4号の規定による使用前検査の省略の指示に関すること。	長官		要
230	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第19条第1項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
231	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第21条の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
232	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第25条の規定による燃料体検査の省略の指示に関すること。	長官		要
233	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第28条第1項の規定による燃料体検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否

234	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第30条の規定による燃料体検査合格証の交付に関する事。	主管課等の長		否
235	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第31条第2項ただし書の規定による輸入燃料体検査申請書の添付書類の省略の指示に関する事。	主管課等の長		否
236	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第31条第3項の規定による書類の提出時期等に係る指示に関する事。	原子力規制部長		否
237	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第31条第3項ただし書の規定による輸入燃料体検査申請書の添付書類の省略の指示に関する事。	主管課等の長		否
238	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第33条第1項の規定による輸入燃料体検査の検査実施要領書の策定に関する事。	主管課等の長		否
239	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第34条の規定による燃料体検査合格証の交付に関する事。	主管課等の長		否
240	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第38条第1号の規定による溶接事業者検査の省略の指示に関する事。	長官		要
241	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第47条第1項第4号の規定による定期事業者検査に係る必要と認める事項に関する事。	原子力規制部長		否
242	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第48条第3項の規定による時期の指定に関する事。	長官		要
243	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第49条第1項第2号及び第3号の規定による施設定期検査の時期の承認に関する事。	長官		要
244	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第51条第1項の規定による施設定期検査の検査実施要領書の策定に関する事。	主管課等の長		否
245	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第53条第1項の規定による施設定期検査終了証の交付に関する事。	主管課等の長		否
246	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第55条第3項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関する事。	長官		要

247	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第65条第2項第6号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関する事。	主管課等の長		否
248	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第87条第4号の規定による確認に関する事。	原子力規制部長		要
249	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第88条第1項第2号ロ及び同条第2項の規定による措置の承認に関する事。	長官		要
250	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第93条第2項第2号の規定による必要と認める保安規定の遵守状況の検査の実施に関する事。	原子力規制部長		否
251	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第99条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事。	主管部等の長		否
252	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第101条第3項の規定による型式証明に係る特定機器を使用することが出来る範囲の限定又は条件の付与に関する事。	長官		要
253	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第104条各号の規定による書面の交付に関する事。	主管課等の長		否
254	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第105条第1項、第2項又は第3項の規定による告示に関する事。	主管課等の長		否
255	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第108条第1項の規定による型式指定の変更の承認（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
256	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第109条第3項の規定による取り消しに関する事。	主管課等の長		否
257	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第110条各号の規定による書面の交付に関する事。	主管課等の長		否
258	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第112条第1項、第2項又は第3項の規定による告示に関する事。	主管課等の長		否

259	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要
260	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第132条各号の規定による公示に関すること。	主管課等の長		否
261	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下この表において「試験炉規則」という。）第3条の4第1号及び第5号の規定による使用前検査の実施時期に関すること。	原子力規制部長		否
262	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の4の2の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
263	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の6の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
264	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の12の2第1項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
265	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の12の2第2項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
266	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の13の規定による溶接検査合格証の交付等に関すること。	主管課等の長		否
267	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の15の2の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
268	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第3条の16の規定による施設定期検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否

269	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第5条第2項第6号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関する事。	原子力規制部長		否
270	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第12条第1項第2号ロ及び同条第2項の規定による措置の承認に関する事。	長官		要
271	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉規則第16条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関する事。	主管部等の長		否
272	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下この表において「研開炉則」という。）第13条の規定による記載の省略の指示に関する事。	主管課等の長		否
273	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第14条の規定による添付書類の省略の指示に関する事。	主管課等の長		否
274	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第17条第1号及び3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する事。	長官		要
275	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第17条第4号の規定による使用前検査の省略の指示に関する事。	長官		要
276	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第19条第1項の規定による検査実施要領書の策定に関する事。	主管課等の長		否
277	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第21条の規定による使用前検査合格証の交付に関する事。	主管課等の長		否
278	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第25条の規定による燃料体検査の省略の指示に関する事。	長官		要
279	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第28条第1項の規定による燃料体検査の検査実施要領書の策定に関する事。	主管課等の長		否
280	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第30条の規定による燃料体検査合格証の交付に関する事。	主管課等の長		否

281	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第34条第1号の規定による溶接事業者検査の省略の指示に関すること。	長官		要
282	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第44条第2項の規定による時期の指定に関すること。	長官		要
283	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第45条第1項第2号及び第3号の規定による施設定期検査の時期の承認に関すること。	長官		要
284	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第47条第1項の規定による施設定期検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
285	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第49条第1項の規定による施設定期検査終了証の交付に関すること。	主管課等の長		否
286	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第51条第3項第1号又は第2号の規定による定期事業者検査の時期変更の承認に関すること。	長官		要
287	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第60条第2項第6号の規定による合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
288	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第83条第1項第2号ロ及び同条第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要
289	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第88条第2項第3号の規定による必要と認める保安規定の遵守状況の検査の実施に関すること。	長官		要
290	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第94条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
291	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第99条各号の規定による書面の交付に関すること。	主管課等の長		否
292	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第100条第1項、第2項又は第3項の規定による告示に関すること。	主管課等の長		否

293	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第103条第1項の規定による型式指定の変更の承認（重要なものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
294	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第104条第3項の規定による取り消しに関する事。	主管課等の長		否
295	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第105条各号の規定による書面の交付に関する事。	主管課等の長		否
296	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第107条第1項、第2項又は第3項の規定による告示に関する事。	主管課等の長		否
297	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第111条第2項第10号の規定による廃止措置計画認可申請書に係る書類又は図面に関する事。	主管課等の長		否
298	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第115条第2項第2号の規定による廃止措置の終了の確認申請書に係る必要な事項に関する事。	主管課等の長		否
299	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第125条の規定による必要な措置の要求に関する事。	長官		要
300	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研開炉則第127条各号の規定による公示に関する事。	主管課等の長		否
301	原子力安全人材育成センター	原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号。以下この表において「原子炉試験細目規則」という。）第4条の規定による公告に関する事。	副所長		否
302	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第6条の規定による筆記試験又は口答試験合格者名の公告及び筆記試験合格証の送付に関する事。	副所長		否
303	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第7条第1項の規定による原子炉主任技術者免状の再交付に関する事。	副所長		否

304	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第9条の規定による試験を免除するに足る専門的知識等の修得が可能な課程の認定に関する事。	原子力安全人材育成センター所長 (以下この表において「所長」という。)	部安全規制管理官	要
305	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第14条の規定による認定課程の確認に関する事。	所長	部安全規制管理官	要
306	原子力安全人材育成センター	原子炉試験細目規則第16条の規定による認定等の公示に関する事。	副所長		否
307	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成12年通商産業省令112号。以下この表において「貯蔵規則」という。)第8条第1号、第2号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関する事。	原子力規制部長		否
308	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	貯蔵規則第9条の3の規定による検査実施要領書の策定に関する事。	主管課等の長		否
309	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	貯蔵規則第10条の規定による使用前検査合格証の交付に関する事。	主管課等の長		否
310	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	貯蔵規則第13条第1号の規定による承認に関する事。	原子力規制部長		否
311	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	貯蔵規則第16条の2第1項の規定による検査実施要領書の策定に関する事。	主管課等の長		否
312	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	貯蔵規則第16条の2第2項の規定による検査実施要領書の策定に関する事。	主管課等の長		否
313	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	貯蔵規則第17条の規定による溶接検査合格証の交付等に関する事。	主管課等の長		否

314	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第20条の3の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
315	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第21条の規定により施設定期検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
316	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第24条第2項第7号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
317	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第34条第1項第2号ロ及び第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要
318	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
319	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の2の2第3項の規定による型式の証明に係る特定容器等を使用することが出来る範囲の限定又は条件の付与に関すること。	長官		要
320	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則43条の2の5各号の規定による書面の交付に関すること。	主管課等の長		否
321	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則43条の2の6第1項、第2項又は第3項の規定による告示に関すること。	主管課等の長		否
322	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則43条の2の9第1項の規定による型式指定の変更の承認（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
323	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則43条の2の10第3項の規定による取り消しに関すること。	主管課等の長		否
324	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則43条の2の11各号の規定による書面の交付に関すること。	主管課等の長		否
325	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則43条の2の13第1項、第2項又は第3項の規定による告示に関すること。	主管課等の長		否
326	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	貯蔵規則第43条の12の2において準用する実用炉則第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要

327	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下この表において「再処理規則」という。）第6条第1号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関すること。	原子力規制部長		否
328	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第6条の4の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
329	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
330	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の7の2第1項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
331	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の7の2第2項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
332	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の8の規定による溶接検査合格証の交付等に関すること。	主管課等の長		否
333	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の10の3の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
334	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の11の規定による施設定期検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
335	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第7条の14第2項第7号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否

336	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第14条第1項第2号ロ及び第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要
337	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第19条の3第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
338	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理規則第19条の15の2において準用する実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要
339	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成20年経済産業省令第23号。以下この表において、「第一種埋設規則」という。）第9条第1項の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
340	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第12条の2の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
341	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第13条の規定による確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否
342	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第19条第1号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関すること。	原子力規制部長		否
343	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第22条の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
344	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第24条の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否

345	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第27条第1号の規定による承認に関すること。	原子力規制部長		否
346	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第30条の2第1項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
347	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第30条の2第2項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
348	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第31条の規定による溶接検査合格証の交付等に関すること。	主管課等の長		否
349	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第37条の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
350	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第39条の規定による施設定期検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
351	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第41条第2項第7号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
352	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第60条第1項第1号ロ及び第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要
353	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	第一種埋設規則第70条第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
354	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下この表において「第二種埋設規則」という。）第6条の3の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
355	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第二種埋設規則第8条の2の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否

356	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第二種埋設規則第9条の規定による確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否
357	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第二種埋設規則第10条第2項第7号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
358	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第二種埋設規則第18条第1項第1号ロ及び第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要
359	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	第二種埋設規則第22条の5第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
360	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下この表において「廃棄物管理規則」という。）第8条第1号及び第4号の規定による使用前検査の実施時期に関すること。	原子力規制部長		否
361	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第9条の3の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
362	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第10条の規定による使用前検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
363	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第13条第1号の規定による承認に関すること。	原子力規制部長		否
364	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第16条の2第1項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
365	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第16条の2第2項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否

366	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第17条の規定による溶接検査合格証の交付等に関すること。	主管課等の長		否
367	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第20条の3の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
368	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第23条第2項第7号の合併及び分割の認可書類に係る必要と認める記載事項に関すること。	主管課等の長		否
369	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第32条第1項第1号ロ及び第2項の規定による措置の承認に関すること。	長官		要
370	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則第35条の4第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
371	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	廃棄物管理規則 第35条の15の2において準用する実用炉則第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要
372	原子力安全人材育成センター	核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第20号。以下この表において「核燃料試験細目規則」という。）第2条の規定による公告に関すること。	副所長		否
373	原子力安全人材育成センター	核燃料試験細目規則第4条第1項の規定による核燃料取扱主任者免状の再交付に関すること。	副所長		否
374	原子力安全人材育成センター	核燃料試験細目規則第6条の規定による試験を免除するに足る専門的知識等の修得が可能な課程の認定に関すること。	所長	部安全規制管理官	要
375	原子力安全人材育成センター	核燃料試験細目規則第11条の規定による認定課程の確認に関すること。	所長	部安全規制管理官	要
376	原子力安全人材育成センター	核燃料試験細目規則第13条の規定による認定等の公示に関すること。	副所長		否

377	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下この表において「使用規則」という。）第2条の3第1号の規定による施設検査の実施時期に関すること。	原子力規制部長		否
378	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用規則第2条の3の2の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
379	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用規則第2条の4の規定による施設検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
380	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用規則第2条の9の2の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
381	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用規則第2条の10の規定による溶接検査合格証の交付に関すること。	主管課等の長		否
382	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	使用規則第3条の6第3号の規定による核物質防護管理者の要件の認定に関すること。	主管部等の長		否
383	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和53年総理府令第56号。以下この表において「外廃棄規則」という。）第3条の2の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
384	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外廃棄規則第5条の規定による確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否
385	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下この表において「外運搬規則」という。）第19条の2の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否

386	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬規則第20条の規定による運搬確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
387	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬規則第21条第2項の規定による核燃料輸送物の設計承認に関する事。	原子力規制部長		否
388	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬規則第22条第1項の規定による容器承認書の交付に関する事。	主管課等の長		否
389	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬規則第23条第1項の規定による承認容器として使用する期間の更新に関する事。	主管課等の長		否
390	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬規則第23条第3項の規定による容器承認書の書換えに関する事。	主管課等の長		否
391	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬規則第24条第1項及び第3項の規定による容器承認書の書換えに関する事。	主管課等の長		否
392	保障措置室	国際規制物資の使用等に関する規則（昭和36年総理府令第50号。以下この表において「国際規制物資使用規則」という。）第4条の2の3第2項の規定による保障措置検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否
393	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の4第1項及び第2項の規定による保障措置検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否
394	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の5第1項の規定による保障措置検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関する事。	主管課等の長		否

395	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の6第1項の規定による保障措置検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関する事	主管課等の長		否
396	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の2の7第1項の規定による保障措置検査（IAEAの通告に基づくものに限る。）に関する事	主管課等の長		否
397	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の10第4号の規定による保障措置検査員の条件に関する事	長官		要
398	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の22第3項の規定による保障措置検査の業務の引継ぎに関し必要と認める事項の決定に関する事	長官		要
399	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の27第3項の規定による承認を要する相互流用又は予備費の使用に係る経費の金額の指定及びその承認に関する事	長官		要
400	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の28第1項の規定による承認を要する繰り越しにかかる経費の全額の指定及びその承認に関する事	長官		要
401	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の30第2項の規定による会計規定の基本的事項の承認及び変更の承認に関する事	長官		要
402	保障措置室	国際規制物資使用規則第9条の規定による封印又は装置の取付けの通報に関する事	主管課等の長		否
403	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	運転責任者に係る基準等に関する規程（平成13年経済産業省告示第589号）第3条第2項及び第3項の規定による基準の確認に係る通知及び公表に関する事	主管課等の長		否

404	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。）第3条第1項第1号表中ロの規定による試験の承認に関すること。	長官		要
405	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示第41条第2項の規定による核燃料輸送物設計承認書の交付に関すること。	主管課等の長		否
406	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示第41条第3項の規定による核燃料輸送物設計承認書の有効期間の更新に関すること。	主管課等の長		否
407	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示第41条第5項の規定による核燃料輸送物設計承認書の有効期間の書換えに関すること。	主管課等の長		否
408	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示第41条第6項の規定による核燃料輸送物設計承認書の変更の届出による書換えに関すること。	主管課等の長		否
409	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示別記第9の規定による試験条件の承認に関すること。	長官		要
410	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年経済産業省令第112号。以下この表において「製錬事業者等放射能濃度確認規則」という。）第3条の2の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
411	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	製錬事業者等放射能濃度確認規則第4条の規定による確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否
412	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年文部科学省令第49号。以下この表において「試験炉放射能濃度確認規則」という。）第3条の2の規定による確認実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否

413	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験炉放射能濃度確認規則第4条の規定による確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
414	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和62年総理府令第10号）第2条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
415	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
416	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第7号）第3条第1項の規定による特殊な加工の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
417	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
418	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第11号）第3条第1項の規定による特殊な加工の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
419	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和62年総理府令第11号）第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
420	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和61年総理府令第74号）第3条第1項による特殊な方法による溶接の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要

421	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成12年通商産業省令第113号）第2条第1項の規定による特殊な設計及び工事の方法による施設の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
422	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和62年総理府令第12号）第2条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
423	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成4年総理府令第4号）第2条第1項の規定による特殊な設計及び工事の方法による施設の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
424	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則（平成12年総理府令第123号）第2条第1項による特殊な方法による溶接の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
425	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	使用施設等の溶接の技術基準に関する規則（昭和61年総理府令第73号）第2条第1項による特殊な方法による溶接の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
426	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第23条第2項の規定による届出の経済産業大臣及び文部科学大臣への写しの送付に関する事。	主管課等の長		否
427	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力規制委員会設置法附則第28条第2項の規定による届出の経済産業大臣及び文部科学大臣への写しの送付に関する事。	主管課等の長		否
428	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力規制委員会設置法附則第29条第2項の規定による届出の経済産業大臣及び文部科学大臣への写しの送付に関する事。	主管課等の長		否

429	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	東京電力株式会社福島第一原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号。以下この表において「東京電力福島第一原子炉施設規則」という。）第14条第4号の規定による確認に関する事。	原子力規制部長		否
430	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第20条第2項第1号及び第2号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する事。	長官	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	要
431	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第20条第2項第3号の規定による使用前検査の省略の指示に関する事。	長官	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	要
432	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第22条第1項の規定による使用前検査の検査実施要領書の策定に関する事。	主管課等の長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
433	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第24条の規定による使用前検査の終了（重要な工事をした場合における検査に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
434	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第24条の規定による使用前検査終了証の交付に関する事。	主管課等の長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
435	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第28条第1項第1号の規定による承認に関する事。	長官	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	要
436	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第28条第2項第1号の規定による溶接検査の省略の指示に関する事。	長官	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	要

437	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第31条第1項の規定による溶接検査又は輸入溶接検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
438	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第33条の規定による溶接検査又は輸入溶接検査の終了に関すること。	原子力規制部長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
439	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第33条の規定による溶接検査又は輸入溶接検査の終了証の交付に関すること。	主管課等の長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
440	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第35条第3項第1号及び第2号の規定による施設定期検査の時期変更の承認に関すること。	長官	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	要
441	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第37条第1項の規定による施設定期検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
442	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第39条の規定による施設定期検査の終了（特定原子力施設に係る重要な工事をした場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	原子力規制部長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
443	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第39条の規定による施設定期検査終了証の交付に関すること。	主管課等の長	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長	否
444	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	東京電力福島第一原子炉施設規則第40条第1項の規定による保安検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関すること。	主管課等の長	部安全規制管理官	否
445	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	東京電力福島第一原子炉施設規則第40条第2項の規定による必要と認める保安検査の実施に関すること。	長官	部安全規制管理官	要

446	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	東京電力福島第一原子炉施設規則第41条の規定による特定核燃料物質の防護のための措置に係る検査（検査の基本方針、検査項目の大幅な追加又は変更があった場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	主管課等の長		否
447	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成25年原子力規制委員会告示第3号）第13条第2項及び第3項の規定による基準の確認に係る通知及び公表に関する事。	主管課等の長		否

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）関係

事項	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ
1	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電気事業法（昭和39年法律第170号。以下この表において「電事法」という。）第43条第2項の規定による主任技術者の選任の許可に関する事。	長官		要
2	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第47条第1項の規定による工事計画の認可（重要なものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
3	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第47条第2項の規定による工事計画の変更の認可（重要な変更に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
4	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第48条第3項の規定による期間の短縮に関する事。	主管課等の長		否
5	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第48条第5項の規定による工事計画の審査の延長に関する事。	主管課等の長		否
6	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第49条第1項の規定による使用前検査（原子力発電所の設置、原子力発電所の発電設備の設置、原子炉本体の炉型式の変更若しくは熱出力の増加に係るもの又は不合格処分に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
7	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第51条第3項の規定による使用前安全管理審査に関する事。	原子力規制部長		否
8	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第51条第6項及び第7項の規定による使用前自主検査の実施に係る体制の審査に係る通知及び評定に関する事。	長官		要
9	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第52条第5項の規定による溶接安全管理審査の評定及び通知に関する事。	長官		要
10	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第54条第1項の規定による定期検査（原子力発電所の設置、原子力発電所の発電設備の設置、原子炉本体の炉型式の変更又は熱出力の増加をした場合における初回の検査に係るものを除く。）に関する事。	原子力規制部長		否
11	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第55条第6項の規定による定期安全管理審査の通知及び評定に関する事。	長官		要

12	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	電事法第107条第1項の規定による立入検査（検査の適正な遂行のためにただちに立ち入る必要があるものであって、あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関する事。	原子力規制部長		否
13	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力発電工作物の保安に関する省令（平成24年経済産業省令第69号。以下この表において「原子力発電工作物保安省令」という。）第6条第2項の規定による主任技術者の兼任の承認に関する事。	長官		要
14	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力発電工作物保安省令第15条の規定による添付書類の省略の指示に関する事。	主管課等の長		否
15	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力発電工作物保安省令第18条第1号又は第3号の規定による電気工作物の使用の期間及び方法の承認に関する事。	長官		要
16	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力発電工作物保安省令第18条第4号の規定による使用前検査の省略の指示に関する事。	長官		要
17	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力発電工作物保安省令第20条第1項の規定による使用前検査の検査実施要領書の策定に関する事。	主管課等の長		否
18	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	原子力発電工作物保安省令第21条の規定による使用前検査合格証の交付に関する事。	主管課等の長		否
19	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号）第3条第1項の規定による特殊な設計による施設の認可（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要

(3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）関係

事項	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ
1	緊急事案対策室	原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下この表において「原災法」という。）第8条第4項の規定による原子力防災要員の現況の届出に係る書類の写しの送付に関する事。	主管課等の長		否
2	緊急事案対策室	原災法第9条第5項の規定による原子力防災管理者等の選任又は解任の届出に係る書類の写しの送付に関する事。	主管課等の長		否
3	監視情報課	原災法第11条第5項の規定による放射線測定設備の検査に関する事のうち、検査の実施に関する事。	主管課等の長		否
4	監視情報課	原災法第11条第5項の規定による放射線測定設備の検査に関する事（前号に掲げるものを除く。）。	緊急事態対策監		否
5	緊急事案対策室	原災法第13条の2第1項の規定による原子力事業者の防災訓練の実施の結果の報告に係る書類の写しの送付に関する事。	主管課等の長		否
6	緊急事案対策室	原災法第32条の第1項の規定による立入検査（検査の適正な遂行のために直ちに立ち入る必要があるものであって、あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したもののうち、放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関するものを除く。）に関する事。	緊急事態対策監		否
7	監視情報課	原災法第32条の第1項の規定による立入検査（検査の適正な遂行のために直ちに立ち入る必要があるものであって、あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したもののうち、放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関するものに限る。）に関する事。	緊急事態対策監		否
8	監視情報課	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）第9条第2項の放射線測定設備検査済証の交付に関する事。	主管課等の長		否

別表第4（放射線障害防止法令）

（1）放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下この表において「放射線障害防止法」という。）第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
2	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要しない使用の許可に関すること。	主管課等の長		否
3	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第4条の2第1項の規定による廃棄業の許可（廃棄物埋設を行わない場合に限る。）に関すること。	長官		要
4	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第9条第1項の規定による許可証の交付に関すること。	主管課等の長		否
5	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要
6	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第10条第2項の規定による施設検査を要しない変更の許可に関すること。	主管課等の長		否
7	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第11条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可（廃棄物埋設を行わない場合に限る。）に関すること。	長官		要
8	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第11条第2項の規定による施設検査を要しない変更の許可に関すること。	主管課等の長		否

9	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第12条の規定による許可証の再交付に関する事	主管課等の長		否
10	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第12条の8第1項の規定による施設検査（重要なものを除く。）に関する事	主管部等の長		否
11	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第12条の8第2項の規定による施設検査（廃棄物埋設を行わない場合に限る。）に関する事	主管部等の長		否
12	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第12条の9第1項及び第2項の規定による定期検査に関する事	主管部等の長		否
13	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第12条の10の規定による定期確認（重要なものうち、初回の定期確認及び確認項目を大幅に変更した直後の定期確認を除く。）に関する事	主管部等の長		否
14	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第18条第2項の規定による運搬物に関する確認に関する事	主管部等の長		否
15	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第18条第3項の規定による運搬容器の承認に関する事	主管部等の長		否
16	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第26条の2第1項の規定による特定使用許可者に係る合併又は分割の認可（重要なものを除く。）に関する事	長官		要
17	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第26条の2第1項の規定による特定使用許可者以外に係る合併又は分割の認可に関する事	主管課等の長		否
18	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第26条の2第2項の規定による許可廃棄業者に係る合併又は分割の認可（廃棄物埋設を行わない場合に限る。）に関する事	長官		要
19	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第35条第2項の規定による第1種放射線取扱主任者免状の交付に関する事	主管課等の長		否

20	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第35条第3項の規定による第2種放射線取扱主任者免状の交付に関すること。	主管課等の長		否
21	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第35条第4項の規定による第3種放射線取扱主任者免状の交付に関すること。	主管課等の長		否
22	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第41条の2第1項の規定による登録認証機関の登録更新に関すること。	主管部等の長		否
23	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第41条の5第1項の規定による登録認証機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	主管部等の長		否
24	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第41条の16において準用する第41条の2第1項の規定による登録検査機関の登録更新に関すること。	主管部等の長		否
25	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第41条の16において準用する第41条の5第1項の規定による登録検査機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	主管部等の長		否
26	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第41条の18において準用する第41条の2第1項の規定による登録定期確認機関の登録更新に関すること。	主管部等の長		否
27	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第41条の18において準用する第41条の5第1項の規定による登録定期確認機関の業務規程変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	主管部等の長		否
28	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第41条の22において準用する第41条の2第1項の規定による登録運搬物確認機関の登録更新に関すること。	主管部等の長		否
29	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第41条の22において準用する第41条の5第1項の規定による登録運搬物確認機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	主管部等の長		否

30	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第41条の24において準用する第41条の2第1項の規定による登録埋設確認機関の登録更新に関すること。	主管部等の長		否
31	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第41条の24において準用する第41条の5第1項の規定による登録埋設確認機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	主管部等の長		否
32	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第41条の26において準用する第41条の2第1項の規定による登録濃度確認機関の登録更新に関すること。	主管部等の長		否
33	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第41条の26において準用する第41条の5第1項の規定による登録濃度確認機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	主管部等の長		否
34	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第41条の30において準用する第41条の2第1項の規定による登録試験機関の登録更新に関すること。	主管部等の長		否
35	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第41条の30において準用する第41条の5第1項の規定による登録試験機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	主管部等の長		否
36	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第41条の34において準用する第41条の2第1項の規定による登録資格講習機関の登録更新に関すること。	主管部等の長		否
37	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第41条の34において準用する第41条の5第1項の規定による登録資格講習機関の業務規程の変更の認可（重要なものを除く。）に関すること。	主管部等の長		否
38	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第41条の40において準用する第41条の2第1項の規定による登録定期講習機関の登録更新に関すること。	主管部等の長		否
39	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第43条の2第1項の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関すること。	主管部等の長		要

40	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第43条の3第1項の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関する事。	主管部等の長		要
41	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第45条の2の規定による官報の公示に関する事。	主管課等の長		否
42	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第46条の規定による関係行政機関の長との協議（重要なものを除く。）に関する事。	長官		要
43	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第47条第1項の規定による関係行政機関の長への連絡に関する事。	主管課等の長		否
44	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第47条第2項の規定による国家公安委員会等に対する連絡に関する事。	主管課等の長		否
45	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法第48条の2第2項及び第3項の規定による環境大臣に対する連絡に関する事。	主管課等の長		否
46	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下この表において「放射線障害防止法施行規則」という。）第14条の16の規定による施設検査合格証の交付に関する事。	主管課等の長		否
47	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第14条の19の規定による定期検査合格証の交付に関する事。	主管課等の長		否
48	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第14条の21の規定による定期確認証の交付に関する事。	主管課等の長		否
49	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第18条第1項第1号ロの規定による容器に封入することが著しく困難なものの運搬に係る障害防止のための措置の承認に関する事	主管部等の長		否
50	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第18条第2項の規定による特別措置による運搬に係る障害防止のための措置の承認に関する事。	主管部等の長		否

51	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第18条の5第7号及び第8号並びに第18条の6第5号の規定による安全上支障がない旨の承認に関すること。	主管部等の長		否
52	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第18条の16の規定による運搬確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否
53	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第18条の17第4項の規定による提出書類の省略に関すること。	主管部等の長		要
54	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第18条の18の規定による容器承認書の交付に関すること。	主管課等の長		否
55	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第18条の19第1項の規定による承認容器として使用する期間の更新に関すること。	主管課等の長		否
56	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第18条の19第3項の規定による容器承認書の書換えに関すること。	主管課等の長		否
57	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第18条の20第1項の規定による容器承認書の書換えに関すること。	主管課等の長		否
58	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第19条の3の規定による埋設確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否
59	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第34条の規定による試験を施行する日時、場所等の官報公告に関すること。	主管課等の長		否
60	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第35条の2の規定による合格証の交付及び合格者の官報公告に関すること。	主管課等の長		否
61	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第35条の3第1項の規定による放射線取扱主任者試験合格証の再交付に関すること。	主管課等の長		否
62	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第35条の6第1項の規定による放射線取扱主任者講習修了証の交付に関すること。	主管課等の長		否

63	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第35条の7第1項の規定による放射線取扱主任者講習修了証の再交付に関する事。	主管課等の長		否
64	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第36条の2の規定による免状の交付に関する事。	主管課等の長		否
65	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第37条の規定による免状の訂正に関する事。	主管課等の長		否
66	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第38条第1項及び第2項の規定による免状の再交付に関する事。	主管課等の長		否
67	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第38条の2の規定による研修修了証の交付に関する事。	主管課等の長		否
68	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射線障害防止法施行規則第40条の規定による収去証の交付に関する事。	主管課等の長		否
69	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	登録認証機関等に関する規則（平成17年文部科学省令第37号。以下この表において「登録認証機関規則」という。）第15条、第29条、第43条、第57条、第71条、第85条、第98条、第110条及び第121条の規程による官報公示に関する事。	主管課等の長		否
70	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	登録認証機関規則第46条第1項第1号の規定による委員会が認める外国法令に関する事。	主管部等の長		否
71	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令（平成21年文部科学省令第14号）第16条の規定による官報告示に関する事。	主管課等の長		否
72	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	平成2年科学技術庁告示第7号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第18条の3等の規定に基づく放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。）第25条第2項の規定による放射性輸送物設計承認書の交付に関する事。	主管課等の長		否

73	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示第25条第3項の規定による放射性輸送物設計承認書の有効期間の更新に関する事。	主管課等の長		否
74	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示第25条第5項の規定による放射性輸送物設計承認書の有効期間の書換えに関する事。	主管課等の長		否
75	部門（官房安全規制管理官に係るものに限る。）	外運搬技術基準告示第25条第6項の規定による放射性輸送物設計承認書の書換えに関する事。	主管課等の長		否

別表第5（その他の法令）

（1）独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び旧独立行政法人原子力安全基盤機構関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	主管課等	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下この表において「通則法」という。）第35条の4第1項の規定による中長期目標の策定（変更を含む。）に関する事（第67条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。）	長官		否
2	主管課等	通則法第35条の4第1項の規定による中長期目標の指示及び公表に関する事。	主管課等の長	総務課長	否
3	主管課等	通則法第35条の4第3項の規定による独立行政法人評価制度委員会（以下この表において「評価委員会」という。）評価委員会の意見の聴取に関する事。	長官		否
4	主管課等	通則法第35条の4第4項の規定による研究開発に関する審議会の意見の聴取に関する事。	長官		否
5	主管課等	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）第25条の規定による原子力委員会の意見の聴取に関する事。	長官		否
6	主管課等	通則法第35条の1第1項の規定による中長期計画の認可（変更の場合を含む。）に関する事（第67条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。）。	長官		否
7	主管課等	通則法第35条の6第6項の規定による研究開発に関する審議会の意見の聴取に関する事。	長官		否
8	主管課等	通則法第35条の6第7項の規定による評価の結果の通知及び公表に関する事。	主管課等の長	総務課長	否
9	主管課等	通則法第35条の7第2項の規定による研究開発に関する審議会の意見の聴取に関する事。	長官		否
10	主管課等	通則法第35条の7第3項の規定による評価委員会に対する通知及び公表に関する事。	主管課等の長	総務課長	否

11	主管課等	通則法第67条の規定による財務大臣協議に関すること（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第28条第1項第4号及び第5号並びに国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成11年法律第176号）第17条第1項第2号に規定する事項に係るものを除く。）。	長官		否
----	------	---	----	--	---

(2) 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	総務課	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下この表において「政策評価法」という。）第6条第4項（第6条第5項において準用する場合を含む。）の規定による基本計画の総務大臣への通知及び公表に関すること。	主管課等の長		否
2	総務課	政策評価法第7条第3項の規定による実施計画の総務大臣への通知及び公表に関すること。	主管課等の長		否
3	総務課	政策評価法第10条第2項の規定による評価書の総務大臣への通知並びに当該評価書及びその要旨の公表に関すること。	主管課等の長		否
4	総務課	政策評価法第11条の規定による政策評価の結果の政策への反映状況の総務大臣への通知及び公表に関すること。	主管課等の長		否

(3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）関係

事項	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ
1	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第27条第2項の規定による都道府県知事に対する通知に関すること。	主管課等の長		否

(4) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第35条第2項の規定による都道府県知事に対する通知に関すること。	主管課等の長		否

(5) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第23条第2項の規定による都道府県知事に対する通知に関する事。	主管課等の長		否

(6) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第21条第2項の規定による市町村長に対する通知に関する事。	主管課等の長		否

(7) 振動規制法（昭和51年法律第64号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	第18条第2項の規定による市町村長に対する通知に関する事。	主管課等の長		否

(8) 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	主管課等	特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下この表において「特定秘密保護法」という。）第6条第2項の規定による他の行政機関の長との協議に関する事。	長官		否
2	主管課等	特定秘密保護法第5条第1項による同法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定に関する事。	長官		否
3	主管課等	特定秘密保護法第12条第3項の規定による評価対象者に対する告知に関する事。	課等の長		否

4	主管課等	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下この表において「運用基準」という。）II6（4）の規定による特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下この表において「特定秘密保護法施行令」という。）第12条第1項に規定する規程の案の内閣総理大臣への通知に関する事。	長官		否
5	主管課等	運用基準IV3（1）アの規定による名簿の作成及び適性評価実施責任者への提出に関する事。	課等の長		否
6	主管課等	運用基準IV3（1）エの規定による名簿の記載事項の変更の適性評価実施責任者への通知に関する事。	課等の長		否
7	主管課等	運用基準IV3（2）アの規定による適性評価の実施の承認に関する事。	長官		否
8	主管課等	運用基準IV3（2）イの規定による適性評価の実施の承認を得たか否かの特定秘密管理者への通知に関する事。	課等の長		否
9	主管課等	運用基準IV4（3）ア及び（4）イの規定による適性評価の実施の不同意及び同意の取下げの報告に関する事。	長官		否
10	主管課等	運用基準IV4（3）イ及び（4）ウの規定による適性評価の実施の不同意及び同意の取下げの特定秘密管理者への通知に関する事。	課等の長		否

11	主管課等	運用基準IV 6 (1) の規定による評価対象者の評価に関すること。	長官		否
12	主管課等	運用基準IV 7 (2) アの規定による適性評価の結果の特定秘密管理者への通知に関すること。	課等の長		否
13	人事課	運用基準IV 8 (1) の規定による適性評価についての苦情の概要の報告に関すること。	長官		否
14	人事課	運用基準IV 8 (3) エの規定による苦情についての調査の結果及び処理の方針の承認に関すること。	長官		否
15	主管課等	運用基準IV 8 (4) オの規定による特定秘密管理者への通知に関すること。	課等の長		否
16	主管課等	運用基準V 3 (2) ア (ア) の規定による特定秘密指定管理簿の写しの内閣府独立公文書管理監への提出に関すること。	課等の長		否
17	主管課等	運用基準V 3 (2) ア (イ) の規定による内閣府独立公文書管理監への報告に関すること。	課等の長		否
18	総務課	運用基準V 4 (2) ア (イ) の規定による通報者に対する通知に関すること。	長官		否

19	総務課	運用基準V4(2)ア(オ)の規定による調査の結果の通報者に対する通知に関すること。	長官		否
20	総務課	運用基準V4(2)ア(カ)の規定による通報の処理内容の内閣府独立公文書管理監に対する報告に関すること。	総務課長		否
21	主管課等	運用基準V5(1)アの規定による内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監に対する報告に関すること。	課等の長		否